

## ■ 「測量成果の使用承認申請書」記載方法 ■

### (記載例)

(文書番号)

## 測量成果の使用承認申請書

測量法第44条の規定により下記のとおり使用承認を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

札幌市長 殿

使　用　の　目　的	(例) 道路計画図作成
使用する測量成果の種類及び内容	(例) 札幌市現況図 1/2,500、令和〇〇年〇〇月〇〇日発行 等
使用の範囲または区域	(例) 札幌市△区□□～□□、別添付図の赤枠内、等
使　用　方　法	(例) 別添仕様書のとおり
使　用　期　間	(例) 承認後 1 ヶ月間
完成図の縮尺及び名称	(例) 1/25,000 道路計画図
使用者名	名　　称
	代表者の氏名
	所　在　地
作業者名	氏　　名
	代表者の氏名
	所　在　地
備　考	(例) 担当者 ○○課 ○○○○ TEL000-000-0000

※各欄に記載し切れない場合は、別紙に転記し添付してください。

## ○記載方法及び注意事項等

### 1 申請者

住所及び代表者の役職・氏名を明記し、**代表者印（役職の公印）**を押してください。

### 2 使用の目的

札幌市発行の地図（以下「地図」という。）を使用し、どのようなものを作成し、どのように利用するのかを明記してください。

### 3 使用する測量成果の種類及び内容

使用する地図の種類、図名及び発行年月日を明記してください。

### 4 使用の範囲または区域

(1) 使用する地図の範囲又は区域を明記するとともに、次のいずれかを添付してください。

- ア 原則として、使用する地図に使用範囲を表示したもの。
- イ 地図を貼り付けて使用する場合には、図面ごとに使用範囲を明確にしたもの。
- ウ 使用する地図が多数の場合は、使用範囲を明確にしたもの（一覧表など）であれば、地図でなくても結構です。ただし、使用する地図に対する縮尺を明記してください。

(2) 札幌市全域や区全域など、区域全域を使用する場合は、使用する地図名を明記するだけで、地図の添付を省略しても結構です。

### 5 使用方法

(1) 次の事項を**具体的に記載し、作業工程を明記**してください。記入欄に記載しきれない場合は、別紙として添付してください。

- ・ 加除修正（使用する地図に追加・削除及び変更する事項とその編集方法）
- ・ 伸縮の度合（縮尺又は拡大・縮小の比率）
- ・ 色調（表示する地物等の色）

(2) 地図をデジタル化して利用する場合及び数値地図を利用する場合は、完成に至るまでの作業工程と完成品がどのようなもの（地図）になるか具体的に明記してください。

- ・ デジタル化（システム化）の作成工程（フローチャート等を用いて具体的に）
- ・ データの構造、編集方法及び精度等
- ・ 札幌市発行の地図から削除、変更する事項
- ・ 独自に付加するデータの有無、内容
- ・ 出力される地図の形態及び精度（縮尺、色調、地図記号等）
- ・ 完成品の出力方法（画面表示、プリントアウト等の有無）
- ・ 記録媒体の種類（フロッピーディスク、CD-ROM等）
- ・ プリントアウトする場合、配布の範囲
- ・ ネットワーク化の有無

なお、完成見本（画面のハードコピー、プリントアウトしたもの等）があれば添付してください。

### 6 使用期間

承認後、成果品ができあがるまでの**作業予定期間（承認後〇〇日間・〇〇ヶ月間）**を明記してください。

## 7 完成図の縮尺及び名称

完成図の縮尺及び名称を明記してください。

## 8 使用者名

使用を計画実施する個人または法人名を明記してください。原則として、使用者に申請していくものであるため、「申請者と同じ」となります。

## 9 作業者名

実際に地図調製作業を行う個人または法人名を明記してください。

## 10 備考

申請担当者、製作担当者名及び電話番号等を記入してください。

成果品の予価と発行予定部数が決まっている場合は記入してください。

## 11 その他

### (1) 提出部数

申請書及び関係書類 各 1 部

郵送による返送希望の場合 返信用封筒（80円切手を貼ったもの）1通

(2) 郵送された場合で、記載事項及び添付書類に不備がある場合は、返送する場合があります。

(3) 記入しきれない欄がある場合は、別紙に記入し申請書に添付してください。

(4) 申請の都度、各欄を具体的に明記してください。（「前回と同じ」とはしない。）

(5) 申請書提出後、又は承認後に記載事項等に変更（取消）が生じた場合は、変更（取消）事項等を具体的に明記して速やかに提出してください。

(6) 地図以外の測量成果（空中写真等）を使用する場合の申請もこれに準じて手続きを行ってください。